

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、イオンディライト株式会社（所在地 大阪府大阪市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 8 年 7 月 3 日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 小田 健一
電話 025-370-6650（課直通）

北陸地方整備局 総務部 経理調達課長 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
イオンディライト株式会社	大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号

2. 指名停止措置期間： 令和8年7月3日～令和8年8月2日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

上記有資格業者及び同社社員は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」

別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内